

みやまえだより

地域版

昨年、皆さまからお寄せいただいた寄付金です。
寄付金は下記のとおり配分され、地域福祉活動に役立てられました。温かいご支援ありがとうございました。

寄付金総額 **13,854,717円**

寄付金総額は、赤い羽根募金と年末たすけあい募金を合計した金額です。

赤い羽根募金 8,436,962円
年末たすけあい募金 5,417,755円

赤い羽根募金の総額とつかいみち

8,436,962円

神奈川県内の社会福祉施設・団体へ **6,384,873円**
宮前区内の社会福祉施設・団体へ **1,500,000円**

- ◎社会福祉施設2カ所へ配分
 - ・(福)生活工房・マロニエ荘(利用者居室壁修繕費)
 - ・(福)生活工房・さつき参番館(リビング床修繕費)
- ◎在宅サービス団体4団体へ配分
 - ・すずの会(家事介護サービス事業費)
 - ・宮前家事介護ワーカーズコレクティブ・さんさん(家事介護サービス事業費)
 - ・ワーカーズコレクティブらら・むーぶ宮前(移送サービス事業費)
 - ・(特)カワセミ(車両維持費)

宮前区社会福祉協議会へ **552,089円**
・広報啓発事業 など

ありがとう 『在宅サービス団体』
～一部抜粋～

コロナ感染症で閉じこもりがちだった高齢者から相談を受けた時点で以前とは様子が違う衰えた状態になっている事も多くみられ、見守り支援の重要性を痛感しています。事業継続に有益に使わせていただきます。ありがとうございます。

共同募金PR大使
野毛山動物園の
ホンダヌキ「ウタ」



年末たすけあい募金の総額とつかいみち

5,417,755円

すべて「宮前区内の福祉」に活用されます。

◎見舞金贈呈(一人5,000円)

1,325,000円(265件)

宮前区内で在宅生活を送る、支援を必要とされる方からの申請により、見舞金として配分を行いました。

◎宮前区社会福祉協議会への配分

- 年末たすけあい援護資金 **4,092,755円**
- ・地区社協への育成助成金
- ・福祉団体育成金 など

ありがとう!



宮前区社会福祉協議会の事業として



第22回みやまえ福祉フェスティバルの様子



夏休みチャレンジボランティアの様子

町内会・自治会の活動にご理解とご協力をお願いします!



町内会・自治会は「安全で安心できる住みよいまちづくり」を目指し、防災や福祉、美化活動や、お祭り、運動会などのレクリエーション活動を行っています。

人と人とのつながりを大事にし、地域で支え合う社会をつくっていくためにも町内会・自治会への加入をお願いいたします。

町内会・自治会の活動は、こちらをご覧ください。

▶川崎市全町内会連合会 <https://kawa-zencho.com/>



10月1日から赤い羽根共同募金が始まります。今年も皆さまのご協力をお願いいたします。

(募金運動期間:10月1日~2025年3月31日)

じぶんの町を良くするしくみ。
赤い羽根共同募金



令和6年度共同募金運動の全国共通テーマは「つながりをたやさない社会づくり」です。

令和2年から続いたパンデミックは概ね収束を迎え、現在、ポストコロナ社会への転換期にあります。今なおコロナ禍での離職等により経済的に困窮されている方々をはじめ、昨今の物価高騰により日常生活に困難をきたしている方々、さらに近年多発する大規模災害によって避難生活を余儀なくされている方々(注)など、多くの方々への支援が一層求められています。

ことしで78回目となる共同募金運動は、引き続き「つながりをたやさない社会づくり」を全国共通テーマに掲げて、神奈川県内の地域福祉の推進とともに、緊急的な対応が求められている社会的課題への支援事業、国内大規模災害時の被災者支援事業にも積極的に取り組んでまいります。

(注) 神奈川県共同募金会では、令和6年元日に発生した「能登半島地震」において、赤い羽根募金のなかから2741万円を石川県に拠出し、被災者支援のための災害ボランティア活動を資金面で支えています。

★川崎フロンターレは赤い羽根共同募金を応援しています!



MF16 瀬古 樹 MF30 瀬川 祐輔



共同募金ってなに?

共同募金は、民間が行う寄付金募集として、毎年、厚生労働大臣の告示により実施する「たすけあい」の運動です。

昭和22年、戦後復興の一助となることを目的として始まった共同募金は、現在では皆さまがお住まいの地域の中でさまざまな福祉活動に役立てられています。

皆さまの善意を適正に取り扱うために、寄付金の募集や配分方法などが「社会福祉法」で定められています。



募金なのに、どうして目標額があるの?

地域福祉を進めるために、活動資金をあらかじめ把握して、計画的に募金を行うことが「社会福祉法」で定められています。

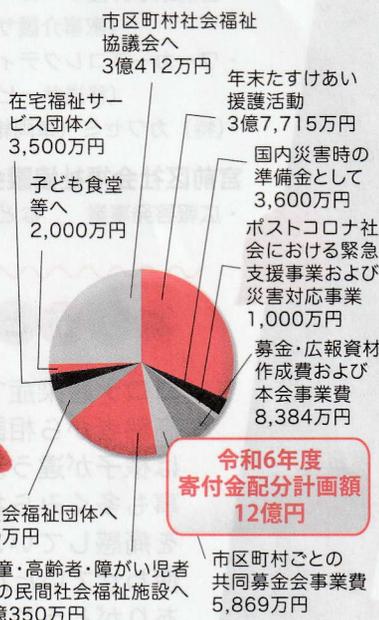
募金は任意ですが、地域福祉を資金面で支えていくためにご協力をお願いします。



共同募金って何に使われるの?

募金の7割は、あなたの町の高齢者や障がい者の家事援助や配食・会食サービス、子育て支援などの草の根的ボランティア活動などに役立てられています。

募金の3割は、児童養護施設の遊具や障がい者施設の福祉車両の整備などへの支援をはじめ、ポストコロナ社会での生活困窮者支援活動や国内大規模災害時の災害ボランティア活動に役立てられています。



税制の特典があります!

- 個人の場合は…所得税・住民税は2,000円を超える金額が寄付金控除の対象となります。
※故人の遺産を寄付される場合は、租税特別措置法第70条により「相続税」が非課税となる優遇措置があります。
- 法人の場合は…「全額損金」扱いとなります。(詳しくは、本会までお問い合わせください)
- 共同募金の使途は、「はなっと」で公開しています。 <https://www.akaihane.or.jp/hanett>
- 社会福祉法人神奈川県共同募金会では、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年5月30日・法律第57号)に基づき、個人情報をご相談・ご照会には、社会福祉法人神奈川県共同募金会までご連絡ください。
〒221-0825 横浜市神奈川区反町3丁目17番2 神奈川県社会福祉センター 6階 電話 045-312-6339

「令和6年度の目標額は12億円」

赤い羽根共同募金にご協力をお願いします!

[募集期間] 10月1日~3月31日 (※)

※共同募金運動は厚生労働大臣が定める同期間で実施しますが、県内一部の地域では、従前と同様に10月1日から12月31日までの3カ月間で実施いたします。

じぶんの町を良くするしくみ。
赤い羽根共同募金

